

令和4年度  
高知県よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）  
コーディネーター募集要領

公益財団法人高知県産業振興センター

公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）は、令和4年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（以下、「よろず支援拠点」という。）の実施にあたり、コーディネーターを募集します。

1 よろず支援拠点とは

経済産業省中小企業庁が各都道府県に1か所設置する無料の経営相談所です。高知県においては、平成26年度から経済産業省四国経済産業局の公募により当センターが受託しており、地域の支援機関等と連携しながら、ワンストップ型の経営支援窓口として中小企業・小規模事業者等が抱える売上拡大や資金繰り等の課題解決にきめ細かく対応しています。

2 業務内容

県内中小企業・小規模事業者に対して、経営課題を分析し、売上拡大や経営改善等の課題解決に最適な手段を選択して支援します。

高知県よろず支援拠点の他コーディネーターと協同し、下記の業務を行います。

(1) 現状分析

対象企業の商品やサービスの内容、顧客（市場）の状況、対象企業の強み・弱み、業務フロー、業界や競合他社等の経営環境、売上・利益の推移、経営ビジョン、経営計画の内容、経営課題等について現状分析を実施する。

(2) 支援計画策定

現状分析の結果をもとに、金融機関や県内支援機関とも連携しながら、中堅企業へと発展するための成長戦略や事業計画の企画検討、成長実現に向けての課題整理や解決策の提案、具体的な行動計画への落とし込み等を支援する。

(3) 伴走型支援

成長戦略や事業計画に基づき、対象企業の成長実現に向けた取組に対して、適宜、対象企業への訪問等によってアドバイスや提案を行い伴走型支援を継続的に行う。

(4) フォローアップ

アドバイス等を実施した結果について、対象企業の対応状況を適時把握し、課題解決の有無を確認するとともに、対象企業の課題解決が進んでいない場合は、追加の助言や情報提供を行う等フォローに努め、課題解決の実現につなげる。

- (5) 成長志向企業に対する伴走支援事業の周知・広報。
- (6) 相談状況に応じた他コーディネーター及び他の支援機関との連携。
- (7) 金融機関及び商工会・商工会議所等の支援機関との関係構築。
- (8) 相談内容の相談記録システムへの入力、日報、当センターやよろず支援拠点全国本部が定める形式での業務報告書作成等。
- (9) その他、本事業に係る付帯業務等。

### 3 応募資格・条件等

#### (1) 次の内容に全て該当すること（必須）

- ・ 次の①②③の何れかを有していること
  - ① 中小企業支援に関する公的資格（中小企業診断士等）
  - ② 行政機関・大学・民間企業等における中小企業・小規模企業への支援実績
  - ③ 中小企業・小規模事業者の経営相談に活かせる実務経験
- ・ 中小企業・小規模事業者の事業や経営実態に精通し、コミュニケーション力に優れ、中小企業等を支援する熱意・スキル・行動力があること。
- ・ 事業者からのあらゆる経営相談について、解決に向けて具体的なアドバイスが迅速に出来る能力を有すること。
- ・ 助け合う気持ちを持ち、他コーディネーター・当センター職員と協力して業務に取り組むことが出来ること。
- ・ パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント等）、インターネット（電子メール、インターネット検索等）を活用した資料作成、業務報告ができること。
- ・ 普通自動車運転免許を有し、県内の中小企業等へ訪問が可能なこと。
- ・ 心身ともに健康なこと。

#### (2) 次の専門分野の1つ以上に該当すること（選択）

- ・ 経営革新・創業支援等の事業計画策定に関して専門的知識を有する者
- ・ 資金繰り改善や事業再生等の財務・経営改善に関して専門的知識を有する者
- ・ 広報戦略・SNS活用・WEBの制作運用に関して専門的知識を有する者
- ・ 販路開拓・マーケティング・商品開発に関して専門的知識を有する者
- ・ IT活用・システム管理等に関して専門的知識を有する者
- ・ 現場改善・生産管理に関して専門的知識を有する者
- ・ 法律（民事）に関して専門的知識を有する者
- ・ 雇用・人材育成等の人事労務に関して専門的知識を有する者
- ・ 商品・店舗・販促物・WEB等のデザインに関して専門的知識を有する者
- ・ 上記以外で、経営課題を明確にして、課題解決に向けた方向性を提案できる専門的知識を有する者（事業経営者等）

#### 4 募集人数

2名程度

#### 5 委嘱条件

##### (1) 業務場所

・高知県よろず支援拠点（主たる場所）

〒781-5101

高知市布師田 3992 番地 2 高知中小企業会館 5 階

・県内サテライト 8ヶ所

※業務に応じて県内外への出張があります。

##### (2) 業務期間(委嘱期間)

・委嘱日（令和4年8月下旬予定）～令和5年3月31日

ただし、国の予算、業務実績等により継続する場合があります。

##### (3) 業務日数

・週1日～2日程度

出勤日数については別途、個別に調整します。

業務実施可能日が出勤日数になるとは限りません。

##### (4) 業務時間

・8時30分から17時15分まで（うち、休憩60分）

夜間若しくは土日祝に相談対応する場合、勤務時間を調整します。

##### (5) 報酬等

・原則、日額 25,000 円（税抜）

業務時間が半日（4時間以上7時間45分未満）の場合は、日額の半額を支給します。業務に伴う旅費は、当センター規定に基づき支給します。また、各種社会保険・年次有給休暇・通勤手当・福利厚生等はありません。

#### 6 選考

##### (1) 選考方法

書類審査（1次審査）を行い、その合格者のみに個別面接（2次審査）を行います。個別面接にて内定者を決定し、四国経済産業局と協議のうえ決定します。なお、面接日は別途連絡します。

##### (2) 選考基準

コーディネーターの選考は、実務に必要な専門知識・職務経験・能力等の要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で総合的に判断します。

## 7 応募要領

### (1) 公募期間等のスケジュール

- ・公募開始 令和4年6月20日(月)
- ・公募期限 令和4年7月11日(月) 17時必着
- ・書面審査・面接審査 令和4年7月中旬～下旬  
※面接の日時及び会場等詳細については、該当者のみに通知します。
- ・審査結果の連絡 令和4年8月中旬予定

### (2) 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに末尾に掲載の応募先へ郵送または持参してください。また、宛先面に「よろず支援拠点コーディネーター応募書類在中」と朱記で記入してください。提出書類は日本語で作成の上、A4判片側印刷で作成してください。なお、提出された書類に不足がある場合は受理いたしませんので御注意ください。

#### (提出書類と提出部数)

- ・高知県よろず支援拠点コーディネーター応募申請書【様式1】・・・・・・・・・・1部
  - ・履歴書(市販のもの/最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真貼付)・・・・・・・・1部
  - ・職務履歴書(任意様式/パソコン作成可)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
  - ・応募調書【様式2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
  - ・公的資格を証明する資料の写し(※士業等に関するもので該当する場合のみ)・1部
  - ・暴力団排除に関する誓約書【様式3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
  - ・その他業務経歴等に関する付属資料(必要に応じて)・・・・・・・・・・1部
- ※様式は、当センターホームページからダウンロードしてください。

<https://joho-kochi.or.jp/>

### (3) 審査結果の通知

採択・不採択の結果については書面で通知します。採択・不採択の理由等については回答いたしかねますので、御了承ください。

## 8 注意事項

- (1) 応募及び選考に係る費用(交通費、郵送料)は、自己負担となります。
- (2) 提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。個人情報については、正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。
- (3) 報酬等につきましては、源泉徴収を行ったうえで、指定個人口座へ振り込みによって支払います。
- (4) コーディネーターとして委嘱された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
- (5) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小

規模事業者に帰属します。

- (6) コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委嘱期間終了後も同様とします。
- (7) 委嘱後は、原則、自らの事業として現に有料で業務を行っている事業者について、よろず支援拠点事業として自ら対応することは認めません。また、よろず支援拠点事業として自ら対応した事業者について、委嘱期間中に自らの事業として有料で業務を行うことも認めません。その他、実施機関の定める遵守事項に従っていただきます。
- (8) コーディネーターが次の項目のいずれかに該当するときには、採択・委嘱を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります（下記の心身に著しい障害があることで取り消した場合を除く。）。
- ・本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ・申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ・財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ・法令等に違反する行為を行った場合
  - ・社会的信用を失墜する行為があった場合
  - ・チーフコーディネーター及び財団の指示に従わない場合
  - ・心身に著しい障害があることが判明し、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
  - ・その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

## 9 応募及び問い合わせ先

〒781-5101 高知県高知市布師田 3992 番地 2（高知県中小企業会館 2 階）

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課

担当：國澤、吉本 TEL: (088) 845-6600 FAX: (088) 846-2556

※電話・来訪受付時間は平日 8 時 30 分～17 時 15 分です。

---

[「応募申請書【様式 1】」をダウンロードする](#)

[「応募調書【様式 2】」をダウンロードする](#)

[「暴力団排除に関する誓約書【様式 3】」をダウンロードする](#)

---